寄稿

外務省の国際文化協力

文化を通じた平和な国際社会の構築

外務省広報文化交流部
国際文化協力室
守山弘子

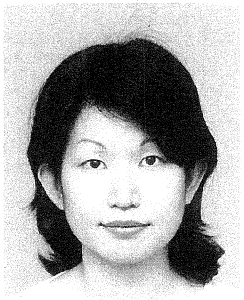

世界中どの国にも、その国の歴史・伝統・文化を集約した、象徴的な存在があります。それを私たちは文化遺産と呼んでいます。文化遺産はそれが所在する国の人々にとって、ほかの何にも代えがたい、特別な存在であることはいうまでもありません。例えば、日本の世界遺産は現在一三件を数えますが、法隆寺、厳島神社、古都京都、古都奈良など、どれも日本の誇りであり、私たちのアイデンティティをかたちづくる存在です。また、それにとどまらず、世界の多くの国の人々をも感動させる力をもつ普遍的な価値をもっています。

文化遺産に対して人が抱く気持ちは万国共通であり、文化遺産を大切に保存していきたいという思いは、どこの国民も皆もっているものと思います。

日本においては、文化財保護法を柱とした文化財保存の制度が早くから確立され、国の使命として、文化遺産の保護が図られています。しかし、世界各地では、戦乱等の政情不安、自然災害、あるいは技能不足や貧困といった原因により、貴重な有形、無形の文化遺産が危機にさらされている例が少なくありません。そのような文化遺産に対し、保存・修復支援を行うことは、民族のアイデンティティの象徴への国際協力であり、その国の人々の心情に直接訴えかけ、かつ将来にわたる長い期間、効果が持続します。お互いの文化を認め、尊重する姿勢は、安定した国際社会の基礎を成すものといえます。

このように、人類の共存共栄の基幹部分にかかわる文化遺産国際協力には、外務省でも外交政策の一つの柱として力を注いできました。

外務省の行っている文化遺産協力として、まず「ユネスコ文化遺産保存日本信託基金」があります。これは、一九八九年にユネスコに設置した基金で、二〇〇六年までに累計四九九〇万ドルを拠出し、二五か国三二件の遺跡の保存・修復を支援してきました。

その中でも最大の事業はカンボジアのアンコール遺跡を対象としたものです。一二世紀から一三世紀にかけて全盛期を迎えたクメール王朝の華ともいえる遺跡群は、王朝衰退後は忘れ去られ、数世紀の間密林の中に眠り続け、一九世紀に「発見」された後も、内戦など厳しい状況のもとに置かれ、崩壊が始まっていました。そこへ、カンボジア和平成立後の国際支援の一環として、この信託基金による修復支援が開始されたのです。そのままではやがて崩れてしまう貴重な建造物を、いったん解体して積み直すという日本独自の思想・技術により、アンコール遺跡は命脈をつなぎつつあり、アンコール遺跡にかかわる多くの国々をリードするかたちで、現在第三期事業を実施しているところです。

また、二〇〇一年三月、タリバン政権により東西二体の大仏が破壊されたバーミヤン遺跡の衝撃的な映像は、記憶に新しいところです。このバーミヤン保存・修復も、アンコールに次ぐ大きな事業としてこの信託基金で実施しています。両事業とも、日本から専門家が参加し、現地の人々と力を合わせるかたちで支援を行っています。

アンコール・ワット北経蔵修復工事現場 ©JSA

文化遺産とは、遺跡や建造物のようないわゆる有形の文化遺産のみを指す概念ではありません。その国の生活風習や歴史と密接な関係にある伝統的な音楽、舞踊、演劇、工芸技術といった無形の文化は、国民・民族にとってアイデンティティそのものともいえる重要なものです。このような無形文化遺産の保存・振興を支援しようと一九九三年に設置されたのが、ユネスコ無形文化財保存・振興日本信託基金です。二〇〇六年までに一一八二万ドルを拠出し、「消えゆく世界の少数言語地図作成」「アジア民族衣装作成技能ワークショップ」「モンゴル・馬頭琴音楽」「インドネシア・ワヤン人形劇」「コロンビア・オルロのカーニバル」等、ユニークな事業を実施しています。

無形文化遺産については、既に世界遺産条約により国際的保護の対象となっている、いわゆる有形の文化遺産や自然遺産のみならず、これからは無形文化遺産も国際的水準で保護していこうという考え方に基づき、ユネスコで採択された無形文化遺産保護条約が、今年の四月に発効しました。日本は一九五〇年に制定された文化財保護法により、早い時期から国内の有形・無形両方の文化遺産保護を行ってきていることから、この条約の作成に当たってもイニシアチブを発揮してきました。今年の六月に開催された第一回締約国総会においては、締約国の中から、条約の実際の運用について実質的な審議をしていく無形文化遺産委員国メンバーに日本が選ばれました。日本の豊かなノウハウを生かし、この分野での日本の国際貢献をさらに拡大させる機運が整ってきました。

さらに、二国間でも、多くの開発途上国に対し、経済だけでなく文化の側面も含めた国造りへの支援のため、政府開発援助（ＯＤＡ）の一環として文化に関する無償協力を実施しています。その中で特に文化遺産に対する無償資金協力として、二〇〇〇年度から二〇〇四年度にかけ、九か国、約一九・四億円の援助を行いました。

このような国際協力は、外務省のみが行ってきたものではなく、大学や研究所の諸機関、専門家の方々、また文化庁もそれぞれ大きな実績を残してきています。こうした力を一つに結集しようと、この六月に海外の文化遺産国際協力推進法が成立し、あわせて文化遺産国際協力コンソーシアムが設立されました。このコンソーシアムを通じ、文化遺産国際協力に携わってきた官学民の関係者がネットワークで結ばれることとなります。

政治や経済といった分野に比べ、文化面での外交は成果を挙げるまでに長い時間のかかるものです。しかし、文明間、宗教間、民族間の対立が深まっているかに見える現在の世界において、その国の文化を凝縮したエッセンスともいうべき文化遺産に対する国際協力は、必ずその国の国民の心に響き、長い目で見れば大きな実を結ぶものです。日本の知恵・技・心を世界の国々と人々に届けられるよう、たゆまぬ努力を続けてまいります。